

平成20年4月14日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

社団法人 信託協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する 内閣府令(案)」等に関する意見について

標記につきまして、「財形信託の開示書類の簡素化」に関し、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 <総論>

当協会が内閣府規制改革会議の「規制改革集中受付月間」(10月15日～11月14日)において全国規模の規制改革要望として挙げている「提案事項管理番号:5075005、要望事項(事項名):財産形成給付金信託(第2財形)および財産形成基金信託(第3財形)の信託受益権を金商法第二章の適用除外とすること」にもあるとおり、勤労者財産形成給付金信託ならびに勤労者財産形成基金信託は、厚生労働大臣の承認が必要な勤労者のための奨励金制度であり、そもそも金融商品取引法(以下、金商法)の開示規制には馴染まない仕組みである。

かかる制度の特性にご理解をいただき、今回の対応に留まらず、当要望に対する手当てをお願いしたい。

2 <個別意見>

(1) 今回の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令改正案により、金商法施行日時点で信託計算期間が終了している期に対する遡り監査が不要になった、また共同委託の場合における【委託者の状況】の記載について実務上の対応が可能になった、と認識している。

しかしながら、金商法の開示規制の適用を受けず企業内容の開示を行っていない企業、いわゆる非公開会社が委託者である場合、今回改正案によってもなお、【委託者の状況】を金商法及び企業内容等の開示に関する内閣府令に準拠した内容で記載するにあたって、当該委託者に生じる実務面での負担は大きく、また費用面でも、当該対応に係

るコストが勤労者財産形成給付金信託より生じる収益を上回るケースが多い。

そこで、今回改正案に加えて、委託者である企業が現に作成している計算書類等、提供可能な資料の範囲内で【委託者の状況】を記載できるように手当てしていただきたい。

また、例えば、中間決算を実施していない企業が委託者である場合には、半期報告書中の【委託者の状況】に委託者の中間財務諸表を記載するにあたって、上記同様、当該委託者に費用面・実務面で大きな負担が生じることが想定される等、今後、個別に新たな問題点が発生する可能性がある。

そこで、委託者である企業が現に作成している計算書類等、提供可能な資料の範囲内で【委託者の状況】を記載できるような手当てを重ねて要望する。

- (2) 今般「期間限定」の措置として二期間併記の特例が手当てされることとなっているが、今後加入者数の増加により、新たに開示対象となる契約が発生する可能性がある。この場合には、二期間の遡り監査等の問題が新たに発生することから、期間限定ではなく、「当面」の措置としていただきたい。

以 上